

# 令和 8 (2026) 年度観光パンフレット作成業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和 8 (2026) 年度観光パンフレット作成業務

## 2 委託業務の目的

「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会（以下「協議会」という。）や県、市町及び観光関係団体等が行う誘客促進事業等の効果を高めるとともに、多くの観光客来県のための誘客促進ツールとして観光パンフレットを発行する。

## 3 委託業務の内容

- (1) 観光パンフレット制作及び印刷
- (2) 制作に当たって必要な写真の撮影、収集及び校正
- (3) 指定箇所への納品
- (4) 制作に当たり、適宜、協議会との調整
- (5) その他、上記に付随する業務

## 4 成果物の仕様等

### (1) 誌面構成について

- ① 受託者は、次の内容を意識した素案を作成の上、協議会と協議し決定すること。
- ② 読者に対して訴求力があり、思わず観光パンフレットを手に取り、読み終えたときに栃木県への旅行意欲を掻き立てる構成とすること。
- ③ 美しく訴求力のある写真を掲載し、写真と文字にメリハリをつけ、読みやすい構成とすること。

### (2) 仕様等

パンフレット仕様の詳細は下記のとおりとする。

規格	サイズ	提案による
	ページ数	12 ページ
	用紙	提案による
	色数	フルカラー
	ページ付け	あり
納期	令和 8 (2026) 年 9 月 30 日 (水)	
数	48,000 部以上	

要件	<p>(1) 掲載する観光スポットは、県内 25 市町から 1 市町当たり 2 箇所以上を取り上げる。誌面全体において各市町当たりの観光スポットの掲載数に偏りがないようにする。</p> <p>(2) 掲載する観光スポットについては住所、交通アクセス情報、問い合わせ先を併記すること。また、掲載したエリアが県内のどこに位置するかが分かるように、小さなエリア表示を各ページに必要に応じて配置すること。</p> <p>(3) ドラマ・映画のロケ地になった観光スポットには、専用のマークを併記すること。</p> <p>(4) QR コードは原則、掲載しない。ただし、協議会が指定するものを除く。</p> <p>(5) 読者に対して訴求力がある写真を大きく掲載するとともに、イラストや適切なリード文を活用して観光スポットを紹介すること。</p>	
テーマ	冊子のテーマは「とちぎ泊」とし、通年で使用できる構成とする。	
ページ数	1 ページ (表紙)	<p>(1) 「本物の出会い 栃木」ロゴマークを使用すること。</p> <p>(2) テーマに沿った栃木県を象徴するような写真を掲載すること。</p> <p>(3) 簡略化した目次を掲載すること。</p> <p>(4) 栃木県観光公式Instagramアカウント (@kankotochigi) へアクセスするための QR コードを掲載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Instagram : <a href="https://www.instagram.com/kankotochigi/">https://www.instagram.com/kankotochigi/</a></li> </ul> <p>(5) 栃木県観光公式 TikTok アカウント (@kankotochigi) へアクセスするための QR コードを掲載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>TikTok : <a href="https://www.tiktok.com/@kankotochigi">https://www.tiktok.com/@kankotochigi</a></li> </ul> <p>(6) とちぎ旅ネットへアクセスするための QR コードを掲載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>とちぎ旅ネット : <a href="https://www.tochigiji.or.jp/">https://www.tochigiji.or.jp/</a></li> </ul>
	1 ページ	(1) 栃木県の最新情報、特に PR したい情報を掲載すること。
	1 ページ	(1) 特集ページ「観光栃木の魅力を創る女将の会」をテーマとして、女将のおすすめスポットやイチ押しグルメなどを掲載すること。
	2 ページ	(1) テーマに沿い、宿泊した日～翌日の朝(午前中)の「宿泊をしたからこそ楽しめる」ことをテーマとしたページを掲載すること。内容は栃木県の食事、自然、歴史、文化、体験など栃木県でしかできない体験且つ宿泊したことによって体験できる内容を入れ込むこと。
	2 ページ	<p>(1) 周遊モデルコースを 2 コース以上掲載すること。共に宿泊を伴う行程とし、公共交通機関利用時と車利用時の行程を最低 1 コースずつ掲載すること。</p> <p>(2) (1) のモデルコースは、とちぎ旅ネット内「おすすめコース」ページに掲載できるよう配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>とちぎ旅ネット「おすすめコース」 : <a href="https://www.tochigiji.or.jp/course/">https://www.tochigiji.or.jp/course/</a></li> </ul>
	2 ページ	(1) 県内の 1 年間の花暦を掲載すること。なお、スポット選定の際は、特定の市町に偏ることがないように配慮すること。

2 ページ	<p>(1) 県内 25 市町が分かる地図を掲載し、地図上に観光地を番号でプロットすること。地図上にプロットした観光スポットを写真付きで紹介すること。</p> <p>(2) 栃木県へのアクセス情報を掲載すること。</p> <p>(3) 北関東周遊フリーパスについての情報を掲載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北関東周遊フリーパス： <a href="https://www.driveplaza.com/etc/drawari/kitakanto/">https://www.driveplaza.com/etc/drawari/kitakanto/</a></li> </ul>
1 ページ (裏表紙)	<p>(1) EC サイトとちぎものへアクセスするための QR コードを掲載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とちぎもの：<a href="https://tochigimono.com/">https://tochigimono.com/</a></li> </ul> <p>(2) とちぎ旅ネットへアクセスするための QR コードを掲載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とちぎ旅ネット：<a href="https://www.tochigiji.or.jp/">https://www.tochigiji.or.jp/</a></li> </ul> <p>(3) とちぎ旅ネットのチャットボットの QR コードを掲載すること。</p> <p>※QR コードは協議会から画像データを提供する。</p> <p>(4) とちまるショップの写真及び所在を掲載すること。</p> <p>(5) とちまるショップオンラインへアクセスするための QR コードを掲載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とちまるショップオンライン：<a href="https://online.tochimaru-shop.com/">https://online.tochimaru-shop.com/</a></li> </ul> <p>(6) 栃木県フィルムコミッションのページにアクセスするための QR コードを掲載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栃木県フィルムコミッション：<a href="https://www.tochigi-film.jp/">https://www.tochigi-film.jp/</a></li> </ul> <p>(7) 以下の情報を掲載すること。</p> <p>発行 「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会 お問い合わせ 「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会事務局 (栃木県観光交流課内) 〒320-8501 宇都宮市塙田一丁目 1 番 20 号 TEL 028-623-3305</p>

### (3) 校正、印刷について

- ① 紙面に掲載するスポットの選定は受託者が提案し、協議会及び各市町でその内容を確認して決定する。各市町への連絡及び取りまとめは受託者で行うこととする。また、その際とちぎ旅ネット内「とちぎガイド」ページに、紙冊子に掲載するスポットの一部の情報を掲載することについても併せて確認すること。ただし、「観光栃木の魅力を創る女将の会」との調整については、協議会が行うこととする。

  - ・とちぎガイド：<https://www.tochigiji.or.jp/about/>

- ② 校正は最低でも 3 回とし、初稿において全ての情報を提示すること。また、委託者等の校正期間を十分確保するとともに、校正内容は次回校正原稿に反映させること。
- ③ 校正確認に当たっては、協議会にカラー印刷した原稿を毎回 3 部及び PDF データを提出し、市町担当宛てに PDF データを提出すること。また、協議会及び市町の修正を受託者において取りまとめること。

- ④ 成果物に重大な誤りがあった場合は、速やかに協議会及び市町担当に報告するとともに、受託者において回収、修正、再印刷等の必要な処置を講じること。このため、受託者は責任の所在を明らかにするため、データの入手先や校正の記録、担当者等を記録しておくこと。

#### (4) 成果物の納品について

- ① 印刷した冊子については梱包の上、以下の場所に納品すること。  
〒320-8501 宇都宮市埴田一丁目1番20号 栃木県庁舎南第二別館4階
- ② 印刷データ（PDF、イラストレーター、実際の印刷に使用したデータ）及び冊子に使用した画像データをDVD-ROM等に保存、納品すること。
- ③ パンフレット内で紹介した各施設については、所管及び連絡先の一覧を作成し、データで提出すること。
- ④ 納期は令和8（2026）年9月30日（水）までとする。

#### (5) 留意事項

- ① 観光パンフレットについては、原則として協議会及び栃木県（以下「協議会等」という。）の広報等のために、必要な範囲内で協議会等自らが複製し、又は翻案、変形、改変その他の修正をできるものとする。
- ② また、全ての撮影した写真の権利は協議会等に帰属するものとし、各施設で撮影した写真を提出するものとする。ただし、作成の都合上やむをえず、著作権を協議会等に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に協議会等に申し入れを行い、了解を得ること。協議会等に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、協議会と受託者とで協議すること。
- ③ 企画提案の際には、他の著作物からの転用・転載をしないものとする。やむなく協議会及び（公社）栃木県観光物産協会が作成した著作物から転用・転載の必要が生じた場合には、事前に協議会及び（公社）栃木県観光物産協会と協議すること。
- ④ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を利用するときは、受託者がその使用に対する一切の責任を負うこと。
- ⑤ 打合せ時には、受託者が議事録を作成し、協議会に共有すること。議事録はA4判1枚程度とし、次回打合せまでのTODolistが分かるものとする。

#### (6) その他

- ① この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、協議会と協議の上、処理するものとする。
- ② 協議会の求めに応じ、適宜必要な会議に出席し、説明を行うこと。
- ③ また、必要に応じて市町担当に説明を行うこと。
- ④ 受託者は、作成に当たり上記事項を全て遵守すること。